⑭　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知する。
⑮　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案により競争参加を認められた者は当該提案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⑯　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⑰　資料のヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。
⑱　技術資料作成説明会は実施しない。
⑲　詳細は入札説明書による。

6　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazushige Umeyama Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
(2)　Classification of the services to be procured : 41
(3)　Subject matter of the contract : The construction and production of steel cell and arc in Honmoku area
(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　30 April 2010
(5)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　11 June 2010 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　11 June 2010)
(6)　Contact point for tender documentation : Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref　231―8436　Japan　TEL 045―211―7413

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 22 年 3 月 31 日
支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長　梅山　和成

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第 78 号

1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　横浜港本牧地区航路・泊地（－15ｍ）他浚渫工事（電子入札対象案件）
(3)　工事場所　横浜港本牧地区
(4)　工事内容　共通工　１式、浚渫工　１式、土捨工　１式
(5)　工期　平成22年12月28日まで
(6)　本工事は、入札時に「企業の高度な技術力［ＶＥ提案］（施工計画（『作業船団の一時退避の制約等を考慮した安全な施工方法』））」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画（工事全般の施工計画及び当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。なお、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。
(7)　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。
(8)　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
(9)　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、5(7)で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。
(10)　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。
(11)　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
(12)　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。
なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
(1)　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　関東地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
(3)　関東地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、900点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が、900点以上の者であること。）
(4)①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。
ア）海上工事として、グラブ浚渫船（硬土盤用）により、特定重要港湾における航路又は泊地の浚渫を施工した工事
また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
ア）海上工事として、グラブ浚渫船により航路又は泊地の浚渫を施工した工事
また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
(5)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。